

月報

しろいし 1月号

ハローワーク白石(大河原公共職業安定所白石出張所) 〒989-0229 白石市銚子ヶ森37-8
TEL:0224-25-3107 FAX:0224-25-8977

労働市場の動向(令和2年11月内容)

【求職の動き】

- ☆新規求職者数は119人となり、前年同月比で11.2%減少した。
- ☆月間有効求職者数は646人となり、前年同月比で10.8%増加した。

【求人動き】

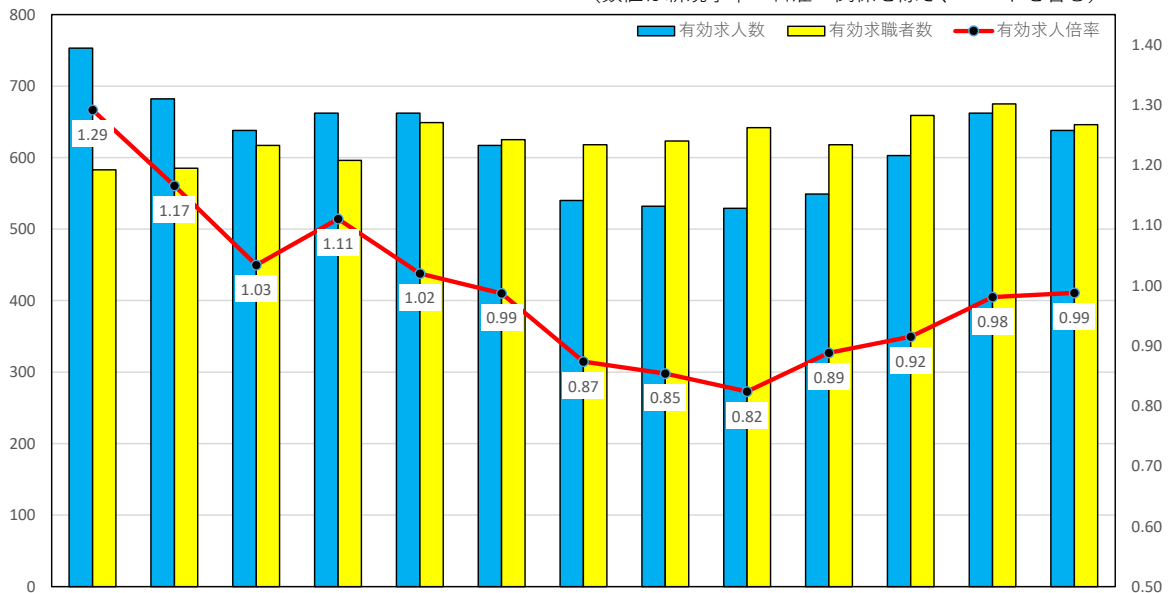
- ☆新規求人数は、一般とパートの合計で170人となり、前年同月比で、29.2%減少した。
内訳では、一般求人は、31.3%減少し、パート求人は24.3%減少した。
- ☆月間有効求人数は638人となり、前年同月比で15.3%減少した。

【有効求人倍率の動き】

- ☆有効求人倍率は、前年同月を0.30ポイント下回る0.99倍となった。
内訳では一般の有効求人倍率が1.03倍、パートの有効求人倍率が0.90倍となった。

有効求人・求職者及び求人倍率の推移

(数値は新規学卒・日雇い関係を除き、パートを含む)



	令和1年11月	令和1年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月	令和2年4月	令和2年5月	令和2年6月	令和2年7月	令和2年8月	令和2年9月	令和2年10月	令和2年11月
有効求人数	753	682	638	662	662	617	540	532	529	549	603	662	638
有効求職者数	583	585	617	596	649	625	618	623	642	618	659	675	646
有効求人倍率	1.29	1.17	1.03	1.11	1.02	0.99	0.87	0.85	0.82	0.89	0.92	0.98	0.99

一般職業紹介状況（令和2年11月内容）

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	119	▲ 27.4	▲ 11.2	
	うち男	58	▲ 18.3	▲ 9.4	
	うち女	61	▲ 34.4	▲ 12.9	
	年 齢 別	～44歳	50	▲ 31.5	▲ 20.6
		45～54歳	21	▲ 19.2	▲ 22.2
		55歳～	48	▲ 26.2	9.1
	月間有効求職者数	646	▲ 4.3	10.8	
	うち男	305	▲ 1.9	6.6	
	うち女	341	▲ 6.3	14.8	
	年 齢 別	～44歳	271	▲ 4.2	3.8
		45～54歳	115	▲ 11.5	2.7
		55歳～	260	▲ 0.8	23.8
求 人 関 係	新規求人数	170	▲ 29.8	▲ 29.2	
	主 要 産 業 別	建設業	47	20.5	46.9
		製造業	9	▲ 79.5	▲ 47.1
		卸売・小売業	34	78.9	▲ 26.1
		飲食店・宿泊業	19	▲ 38.7	▲ 47.2
		医療・福祉	24	▲ 44.2	▲ 52.9
月間有効求人数	638	▲ 3.6	▲ 15.3		
就 職 関 係	紹介件数	178	▲ 8.7	9.2	
	うち男	89	▲ 11.0	3.5	
	うち女	89	▲ 6.3	15.6	
	就職件数	53	▲ 20.9	6.0	
	うち男	25	▲ 13.8	13.6	
	うち女	28	▲ 26.3	0.0	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。（パートを含む）

雇用保険取扱状況（令和2年11月内容）

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	816	817	808	
	資 格 取 得 者 数	81	137	109	
	資 格 喪 失 者 数	107	222	117	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,143	11,180	11,307	
給 付 関 係	一 般	受給資格決定件数	49	59	26
		受給者実人員	174	170	154
		支給金額（千円）	18,932	19,660	18,933
	高 齢	受給者数	21	11	13
		支給金額（千円）	4,592	2,374	2,688
	特 例	受給者数	0	0	0
		支給金額（千円）	3	5	0
	再 就 職 手 当	支給人員	11	10	12
		支給金額（千円）	4,618	3,800	4,421

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ **従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000615860.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>

(事業主の方へ)

新型コロナウイルス感染症に係る 雇用調整助成金の特例措置を延長します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、**労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当相当額等を助成する**ものです。

～雇用調整助成金を活用して従業員の雇用維持に努めて下さい～

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和2年12月31日までを期限に**雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、現在の雇用情勢を鑑み、この特例措置を

令和3年2月28日

まで延長いたします。

注意点など

- 令和2年12月31日を期限とする**特例措置について令和3年2月28日まで延長いたします。**
 - 休業・教育訓練の場合の助成率
 - ・中小企業 4/5 (解雇等を行っていない場合は10/10)
 - ・大企業 2/3 (解雇等を行っていない場合は3/4)
 - 休業・教育訓練の助成額の上限 日額 15,000円
 - 学生アルバイト・パート労働者 (※1) も対象 (※2)
 - (※1) 週の所定労働時間が20時間未満の労働者
 - (※2) 「緊急雇用安定助成金」として支給しています。
- 特例措置の延長に関わらず、従来通り、**支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内**に申請する必要がありますのでご注意ください。
- 令和3年3月以降の対応については、雇用情勢等を総合的に考慮し改めて判断することとしています。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL021228企01